

2024年版



確定拠出

年金入門



確定拠出年金入門

金融経済教育推進機構

2024年8月 初版

編集・発行：金融経済教育推進機構 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2丁目3-1

協 力：日本商工会議所 商工会議所年金教育センター

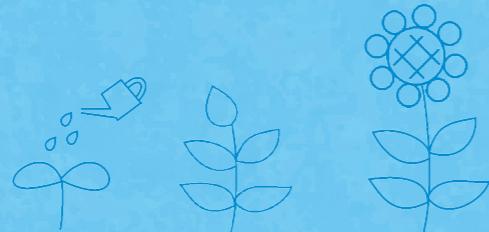
制 作：株式会社 TIM Consulting

●本書の無断転用・転載を禁じます。

金融経済教育推進機構



はじめに



社会人として生活していくうえで必要な知識には様々なものがありますが、年金・健康保険・税金に関する知識や、その支払いなどの金融に関する知識はその一つといえます。また、充実した人生を送るためには、ライフプラン・マネープランについて学ぶことが重要であり、セカンドライフに向けては、国民年金・厚生年金といった公的年金に加え、確定拠出年金などの自助努力による資産形成が大切です。公的年金は国が年金資産の運用を行ってくれますが、確定拠出年金は、自分の年金を自分で考え方運用することになりますので、制度のしくみなどをしっかりと理解することが大切です。

この「確定拠出年金入門」では、確定拠出年金のしくみや特徴、留意点などについてわかりやすく解説しています。まずは本冊子で確定拠出年金についての理解を深めていただければ幸いです。

※この冊子は、2024年3月31日現在の情報に基づいて作成しています。今後、法律改正等により、内容が変更になる可能性があります。



Contents

もくじ

セカンドライフを充実させるためには	2
日本の年金制度を知りましょう	3
確定拠出年金とはどのような制度なの?	4
確定拠出年金の魅力・留意点は?	6
確定拠出年金にはどのような税制メリットがあるの?	8
確定拠出年金の拠出(掛金)限度額	10
確定拠出年金のしくみ	12

確定拠出年金の加入者になったら	14
運用商品にはどのようなものがあるの?	15
確定拠出年金から受け取れる給付	16
転職や退職をするとどうなるの?	18
確定拠出年金に加入するにはどうすればいいの?	20

iDeCoの加入手続きはどのような手順で行うの?	22
令和6(2024)年12月から確定拠出年金の拠出限度額の見直しが行われます	23
確定拠出年金に関する情報はどこで入手できるの?	24

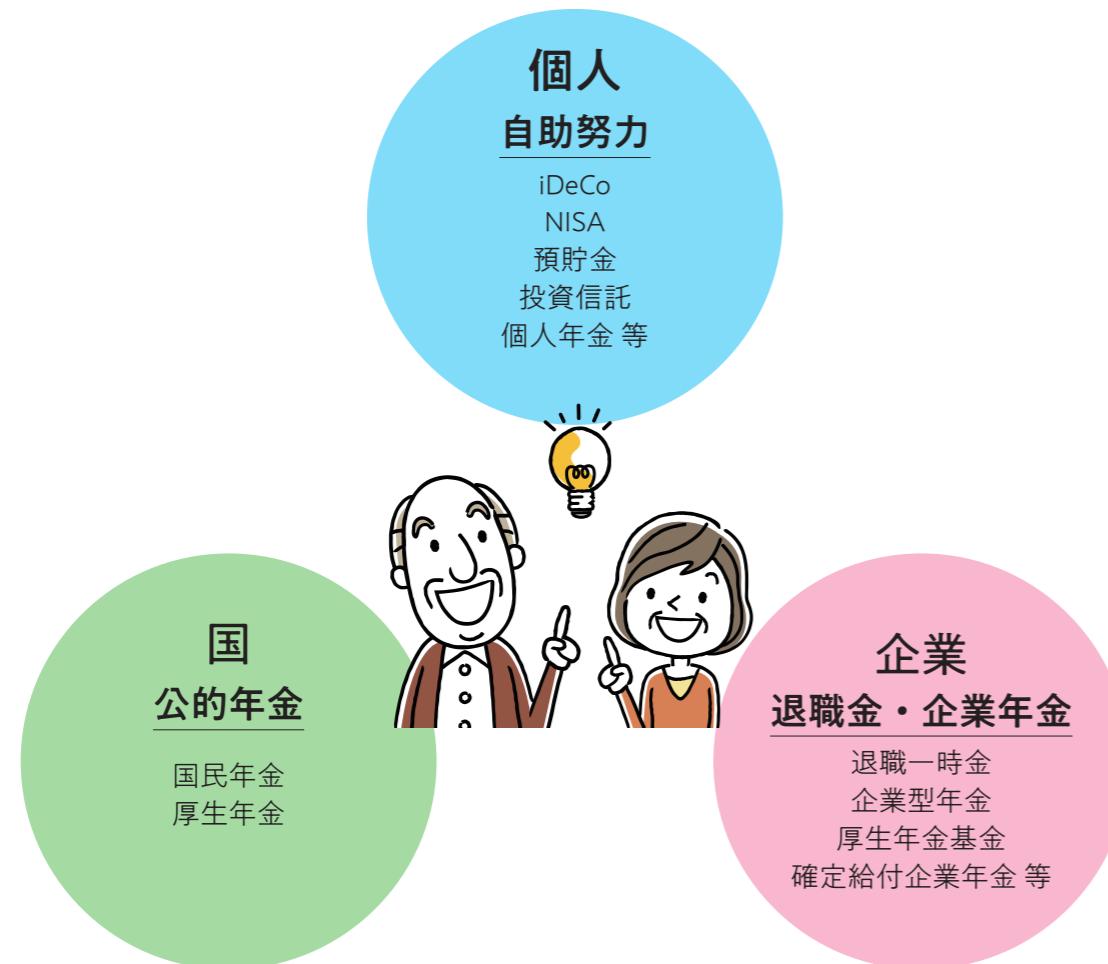
※このテキストでは「企業型確定拠出年金」を「**企業型年金**」、「個人型確定拠出年金」を「**iDeCo**」と表記しています。

セカンドライフを充実させるためには

「人生100年時代」といわれるこれからの時代、平均寿命の延びとともに、リタイア後の人生は余生ではなく、よりアクティブに生活する第二の人生（セカンドライフ）となりました。いずれ訪れる老後の生活を考えたとき、旅行や趣味など、個人個人が描いた理想のセカンドライフを送るために、お金が必要です。

ゆとりのあるセカンドライフへの備え

リタイア後の生活資金としては、国から支給される年金（公的年金）が基礎的な収入源となります。しかし、公的年金の受給額や、ゆとりのあるセカンドライフに必要なお金は、個人個人によって差がありますので、自分の理想のセカンドライフのために必要なお金を若いうちから少しづつ準備することが大切です。そのための手段には、退職金や企業年金、iDeCo（個人型確定拠出年金）、個人年金などがあります。



日本の年金制度を知りましょう

日本の年金制度は、20歳以上60歳未満の国民に加入が義務付けられている国民年金^{*}と職業などによってさらに上乗せされる年金で構成されています。国民年金に加入する人は職業などにより、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3種類に分かれています。

自営業者・フリーランス（第1号被保険者、任意加入被保険者）

国民年金基金、またはiDeCoに任意に加入して、国民年金に上乗せした年金を受け取ることができます。

民間企業の従業員（第2号被保険者）

民間企業の従業員は厚生年金^{*}に加入し、国民年金に上乗せした年金を受け取ることができます。

また、勤務先の企業が確定給付企業年金や厚生年金基金、企業型年金（企業型確定拠出年金）などの企業年金制度を導入していれば、さらに上乗せして年金を受け取ることができます。このほか、従業員によっては任意でiDeCoに加入することもできます。

公務員（第2号被保険者）

公務員は厚生年金に加入し、国民年金に上乗せした年金を受け取ることができます。また、公務員には、企業年金に代わる制度として年金払い退職給付があり、さらに上乗せして年金を受け取ることができます。このほか、任意でiDeCoに加入することもできます。

専業主婦（夫）など（第3号被保険者）

専業主婦（夫）などはiDeCoに任意に加入して、国民年金に上乗せした年金を受け取ることができます。

※国民年金及び厚生年金は、国が管理・運営する公的年金です。

自営業者・フリーランス (第1号被保険者 任意加入被保険者)	民間企業の従業員 (第2号被保険者)	公務員 (第2号被保険者)	専業主婦(夫)など (第3号被保険者)
<p>iDeCo</p> <p>国民年金基金</p> <p>国民年金</p>	<p>iDeCo</p> <p>企業年金（確定給付企業年金 企業型年金など）</p> <p>厚生年金</p> <p>国民年金</p>	<p>iDeCo</p> <p>年金払い退職給付</p> <p>厚生年金</p> <p>国民年金</p>	<p>iDeCo</p> <p>国民年金</p>

確定拠出年金とは どのような制度なの?

確定拠出年金とは、企業や加入者が拠出した掛金を加入者が自らの判断で運用し、運用結果に基づいて、老後に年金として受け取る制度です。

すべての現役世代が加入できます

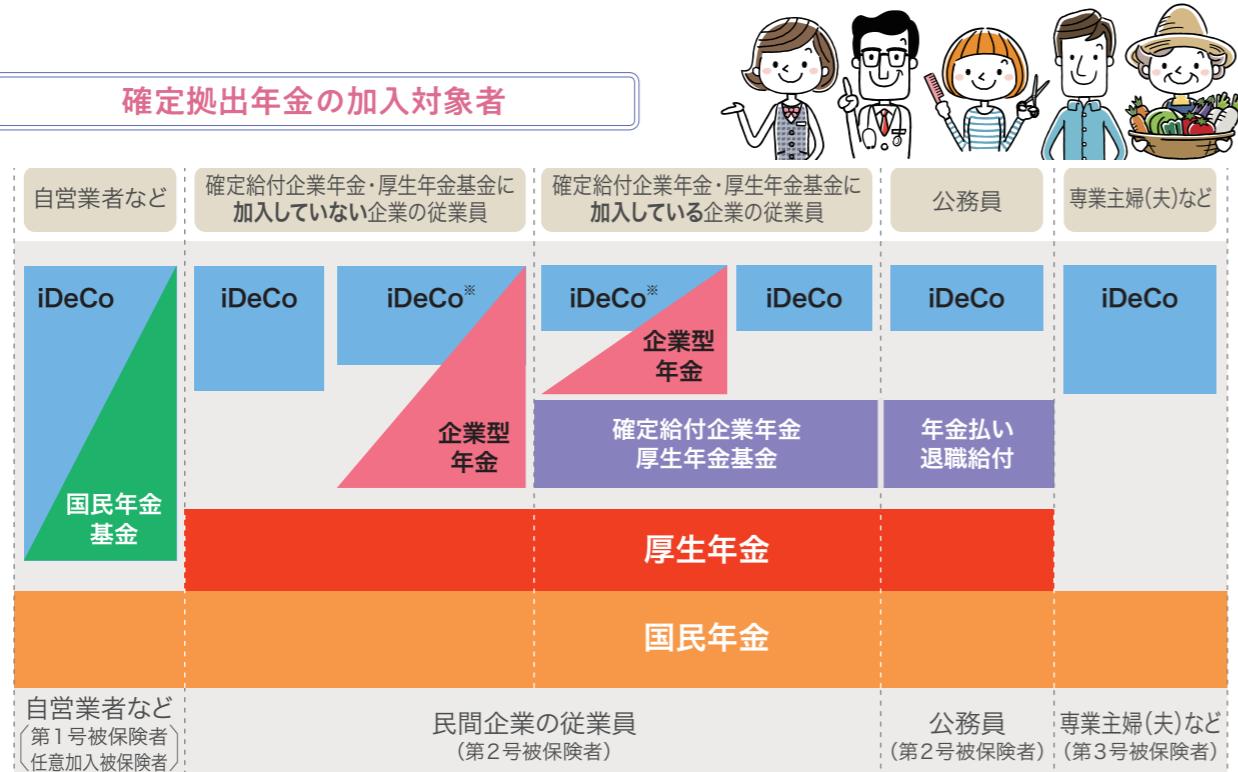
国民年金に加入している人は、原則としてすべて確定拠出年金に加入できます。

ただし、拠出限度額（掛金の限度額）は、加入する確定拠出年金の種類（企業型年金か iDeCo）、勤務先での企業年金^{*}への加入状況などによって異なります（P10～11 参照）。

※「企業年金」……確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型年金のことです。

「企業型年金」…企業型確定拠出年金のことです。

確定拠出年金の加入対象者



※2022年10月より、企業がマッチング拠出を導入している場合でも、マッチング拠出を利用していない企業型年金の加入者は iDeCo に加入できるようになりました。ただし、企業型年金の掛金が拠出限度額に達している場合は、iDeCo に加入できません（P10～11 「確定拠出年金の拠出（掛け金）限度額」参照）。

※2024年12月より、拠出限度額の見直しが行われます。詳しくは P23 参照。

企業型年金と iDeCo があります

確定拠出年金には、企業型年金と iDeCo があります。

企業型年金は、企業が従業員の老後の年金の準備のために行う制度です。加入できるのは、企業型年金を実施している民間企業の従業員です。掛金は、原則として企業が拠出しますが、企業がマッチング拠出（P13 参照）を導入していれば、加入者も一定の範囲内で自ら掛金を拠出できます。



iDeCoは、個人が自分の老後の年金を準備するための自助努力の制度です。加入できるのは、自営業者、フリーランス、専業主婦（夫）、企業型年金に加入していない民間企業の従業員、公務員などで、企業型年金に加入している人も要件を満たせば加入できます。また、海外に居住している人も国民年金に任意加入している場合は、加入できます。

掛金は加入者が自分で拠出します。

勤務先企業で中小事業主掛金納付制度（「iDeCo+」（イデコプラス））を実施しているときは、加入者が拠出する掛金に上乗せして、企業も掛金を拠出できます。



企業型年金、iDeCo ともに、60歳まで加入することができます。

※2022年5月より、企業型年金は最高で70歳まで、iDeCoは最高で65歳まで加入できるようになりました。ただし、企業型年金では、加入となる従業員の範囲は、企業ごとの「企業型年金規約」により定められるため、加入できる年齢は加入している企業型年金により異なります。また、iDeCo に60歳以上で加入するためには、国民年金に任意加入しているか、企業の従業員や公務員などで厚生年金に加入していることが要件となります。

資産の運用は加入者自らの判断で行います



確定拠出年金では、年金資産は個人ごとに管理され、加入者が自らの判断で運用を行います。運用商品には、「投資信託」などの「投資型商品」と「預金」、「保険」といった「元本確保型商品」があります。

将来受け取る年金の額は、運用の結果により決まります。

そのため、資産運用に関する知識や、金融商品に関する知識を身につけ、定期的に見直しを行うなど、適切に資産運用を行うことが大切です（P15 参照）。

転職や退職をしても年金資産の持ち運びができます

確定拠出年金は**ポータビリティ**に優れた制度です。

ポータビリティとは積み立てた年金資産を持ち運べることです。

例えば、転職により勤務先が変わったときや、会社を退職して自営業者・専業主婦（夫）になったときなど、企業型年金と企業型年金の間、あるいは企業型年金と iDeCo の間で、年金資産の持ち運び（移換）をすることができます。

また、企業型年金から企業年金連合会の「通算企業年金」に年金資産を移換することや、一定の要件のもとに確定拠出年金から確定給付企業年金に年金資産を移換することもできます（P18～19 参照）。

継続して年金資産を積み立てることで、まとまった年金資産を形成することができます。

※2022年5月より、企業型年金から企業年金連合会の「通算企業年金」にも年金資産を移換することができるようになりました。

確定拠出年金の魅力・留意点は?

▼次のような魅力があります。

税金面の優遇措置を受けることができます

- 加入者が拠出した掛け金は、全額所得控除を受けることができますので、所得税・住民税が軽減されます (P8 参照)。
- 運用益は非課税となります (P9 参照)。
- 老齢給付金を年金として受け取るときは公的年金等控除、一時金として受け取るときは退職所得控除の適用受けることができます (P9 参照)。

転職や退職をしても引き続き積み立てることができます

- 転職した場合、これまで積み立てた年金資産を次の勤務先の企業型年金に移すことができます。
- 転職先に企業型年金がない場合や、独立して自営業者、フリーランスになった場合でも、iDeCo の加入者として、引き続き掛け金を拠出して積み立てることができます (P18 ~ 19 参照)。

自由な運用ができ、また、自分の年金資産の残高をいつでも確認できます

- 年金資産の運用は、運営管理機関から提示された商品の中から、加入者が自由に決めることができます (P12 ~ 15 参照)。自分のライフプランに合わせた資産運用が可能です。
- 加入者は運営管理機関のホームページやコールセンターを利用して、いつでも自分の運用商品の変更や、年金資産残高を確認することができます。

さらに iDeCo では、次のメリットもあります。

- 企業型年金では運営管理機関は企業が選定しますが、iDeCo では運営管理機関の選定も加入者自らが行います。そのため、より広い範囲の運用商品を選択することができます (P21 ~ 22 参照)。



加入時だけでなく継続的に投資教育を受けることが重要です

確定拠出年金では、加入者が投資に関する正しい知識を持って、資産運用にのぞむことが重要です。そのため、企業型年金を実施している企業では、継続的に投資教育の実施に努めなければなりません。投資教育で行う内容は、投資経験のレベルなどによって異なりますが、主な項目は以下のとおりです。

- わが国の年金制度の概要
- 確定拠出年金制度の概要
- 金融商品のしくみと特徴
- 資産運用の基礎知識
- 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計
- など…

▼次のような留意点があります。

将来の受給額が不確定です

- 加入者が将来受け取る給付の額は、その人の運用の結果で決まります。運用の結果が良ければその分多く受け取ることができますが、運用の結果が悪くても、企業がその分を補てんしてくれるということはありません。運用結果は自己責任です。
- 運用商品にはリスクがあります。投資に関する知識が必要です。



60歳まで年金資産を引き出すことができません

- 原則として中途解約ができず、60歳までは年金資産を引き出すことができません (P17 参照)。病気やけがへの備え、住宅資金や教育資金などには、別途資金を用意しておく必要があります。

このほかに iDeCo では、次の留意点もあります。

手数料等が自己負担となります

- iDeCo では、国民年金基金連合会や運営管理機関へ支払う手数料※などが、加入者の負担となります。

※手数料は、掛け金や年金資産から差し引かれます。



確定拠出年金にはどのような税制メリットがあるの？

確定拠出年金には、「掛金拠出時」「運用時」「受給時」の3つの税制メリットがあります。制度に加入してから給付を受け取るまでの全期間にわたって、税制メリットを受けることができます。

挂金拠出時

加入者が拠出した掛金は、全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となるため、所得税、住民税が軽減されます。

軽減効果の事例

確定拠出年金に加入者が掛金を拠出した場合の軽減分（例）

年齢	25歳	35歳	45歳
年収	300万円	450万円	600万円
扶養家族	なし	妻（32歳） 子（3歳） ^{*1}	妻（44歳） 子（16歳）
掛金（月額）（加入者拠出分）	10,000円	15,000円	20,000円
税率	所得税 10% 6,100	5% 10% 9,200	10% 24,500
税金軽減分（年間）	所得税 ^{*2} 12,000 合計 18,100	住民税 18,000 合計 27,200	24,000 合計 48,500

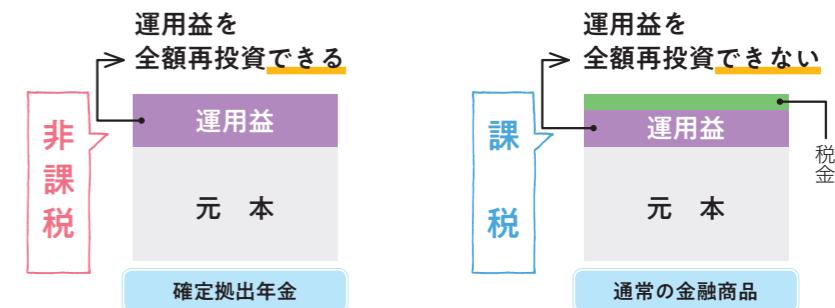
*1 子（3歳）は扶養控除対象外です。*2 所得税の軽減分には、復興特別所得税の軽減分も含まれます。

このような場合には軽減効果を受けることができません！

税金の軽減効果を受けるためには、課税所得があることが前提となります。そのため、専業主婦（夫）などは、軽減効果を受けることはできません。また、所得控除の対象となるのは自分の掛金のみです。したがって、家族の掛金を負担しても、所得控除の対象なりません。

運用時

通常は金融商品を運用すると運用益に課税されますが、確定拠出年金では運用益が非課税になります。



受給時

老齢給付金を年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」の対象となります。

年金で受け取る場合

雑所得として課税されます。ただし、公的年金と同様に「公的年金等控除」の対象となります。公的年金等控除の額は、年金を受け取る人の年齢や、年金額に応じて定められています。

$$\text{雑所得の金額} = \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

一時金で受け取る場合

退職所得とみなされて課税されます。退職所得控除額は勤続年数に応じて定められています。確定拠出年金では、掛金を拠出した期間を勤続年数とみなして計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

【退職所得控除額計算式】

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

確定拠出年金の 拠出（掛け金）限度額

原則として国民年金に加入している人すべてが、企業型年金、iDeCo のいずれか一方、あるいは一定の要件を満たせば両方に加入することができます。

加入できる確定拠出年金の種類や拠出限度額は、国民年金の被保険者の種別や、勤務先の企業年金の実施状況などによって異なります。

国民年金の第2号被保険者



会社員など



公務員

任意加入被保険者

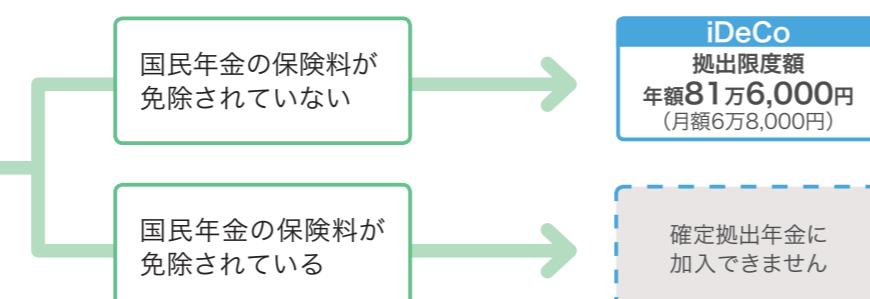
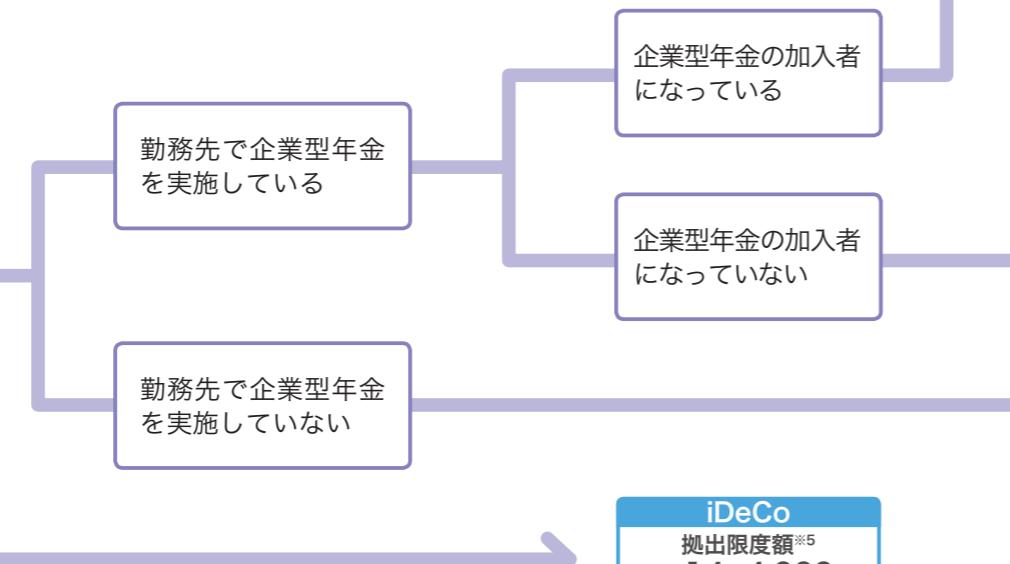


自営業者・フリーランス

第3号被保険者

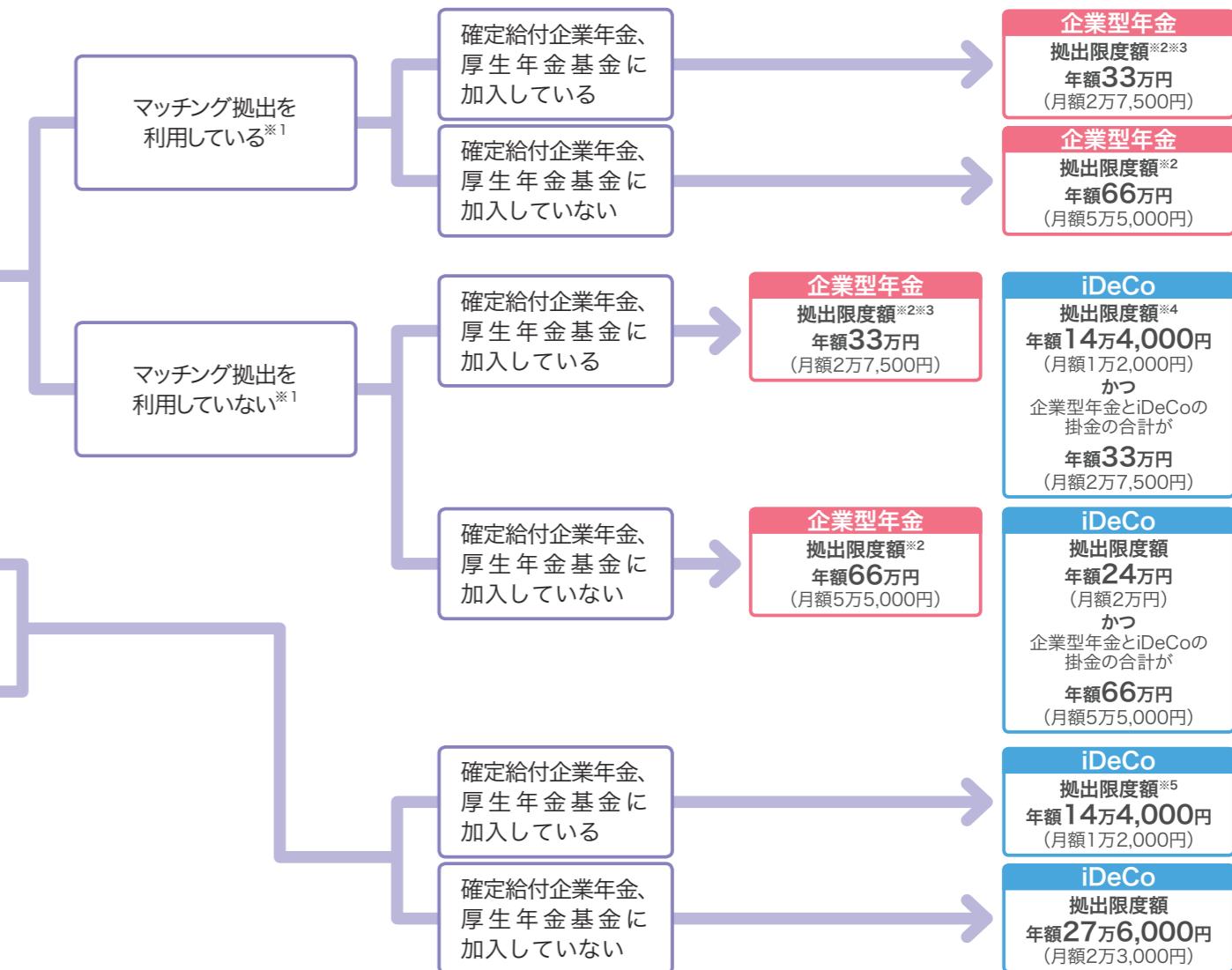


専業主婦（夫）など



掛け金の拠出単位について

掛け金の拠出方法には、毎月拠出する方法以外に、複数月分まとめて拠出する方法や、賞与時に使い残し分を拠出する方法などがあります。ただし、企業型年金と iDeCo の両方に加入する場合は、企業型年金の掛け金、iDeCo の掛け金ともに毎月拠出する方法にする必要があります（P21 参照）。



※1 2022年10月より、「企業型年金規約」の定めによらず、マッチング拠出を利用していない企業型年金の加入者は、iDeCo に加入できるようになります。

※2 企業型年金の掛け金の額は、「企業型年金規約」で拠出限度額の範囲内で定められるため、拠出限度額まで拠出できないことがあります。

※3 2024年12月より、5万5000円から確定給付企業年金等の他制度掛け金相当額を差し引いた額が月額の拠出限度額となります。

※4 2024年12月より、5万5000円から確定給付企業年金等の他制度掛け金相当額と企業型年金の掛け金を差し引いた額が、月額の拠出限度額となります。ただし、2万円が上限となります。

※5 2024年12月より、5万5000円から確定給付企業年金等の他制度掛け金相当額（公務員の場合は共済掛け金相当額）を差し引いた額が、月額の拠出限度額となります。ただし、2万円が上限となります。

※3から※5について、詳細は P23 参照。

このような場合には確定拠出年金に加入できません !!

○ 国民年金の保険料を免除されている人

（障害基礎年金を受給している人を除く）

○ 農業者年金に加入している人

また、確定拠出年金は国民年金に加入している人を対象とする制度であるため、20歳未満のアルバイト・パートタイマーで、厚生年金に加入していない人は、確定拠出年金に加入できません（成年年齢が18歳に引き下げられても変わりません）。



確定拠出年金のしくみ

確定拠出年金では、掛金を企業または加入者が拠出し、加入者が運営管理機関を通じて運用商品を指示します。年金資産の管理は、企業型年金では資産管理機関、iDeCo では国民年金基金連合会（事務委託先金融機関）が行います。その主なしくみを理解しましょう。



① 掛金

企業型年金では、企業が掛金を拠出し、「資産管理機関^{※1}」にある加入者一人一人の確定拠出年金用の口座に振り込みます。マッチング拠出（P13 参照）を利用する場合は、加入者が拠出した掛金も一緒に振り込みます。iDeCo では、加入者が掛金を拠出し、加入者本人名義の口座からの口座振替または給与天引きの方法により、「国民年金基金連合会^{※2}」から委託を受けた金融機関にある確定拠出年金用の口座に振り込みます。中小事業主掛金納付制度（P13 参照）により企業が掛金を拠出する場合は、企業が拠出した掛金と、加入者から給与天引きの方法で拠出した掛金と一緒に振り込みます。

② 運用商品の指示

加入者は、「運営管理機関^{※3}」が提示する運用商品ラインナップの中から、どの商品で資産運用するかを自らの判断で決定します。

⑤ 報告

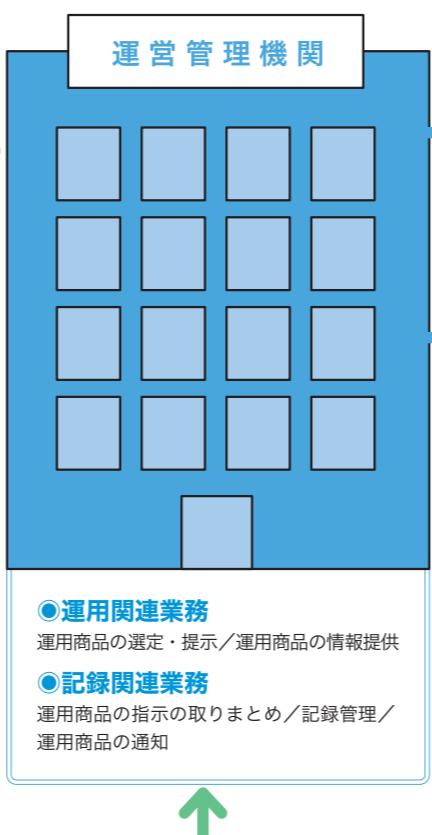
「運営管理機関」は、加入者一人一人の運用結果や年金資産残高を定期的に報告します。

⑥ 運用商品の見直し

加入者は運用する年金資産の商品構成を変更することができます（P15 「スイッチングとは」 参照）。

⑦ 給付の申請

年金を受け取る人の給付申請により、「運営管理機関」は「資産管理機関」または「事務委託先金融機関」に給付の指示を行い、その指示にしたがって年金が給付されます。



マッチング拠出とは

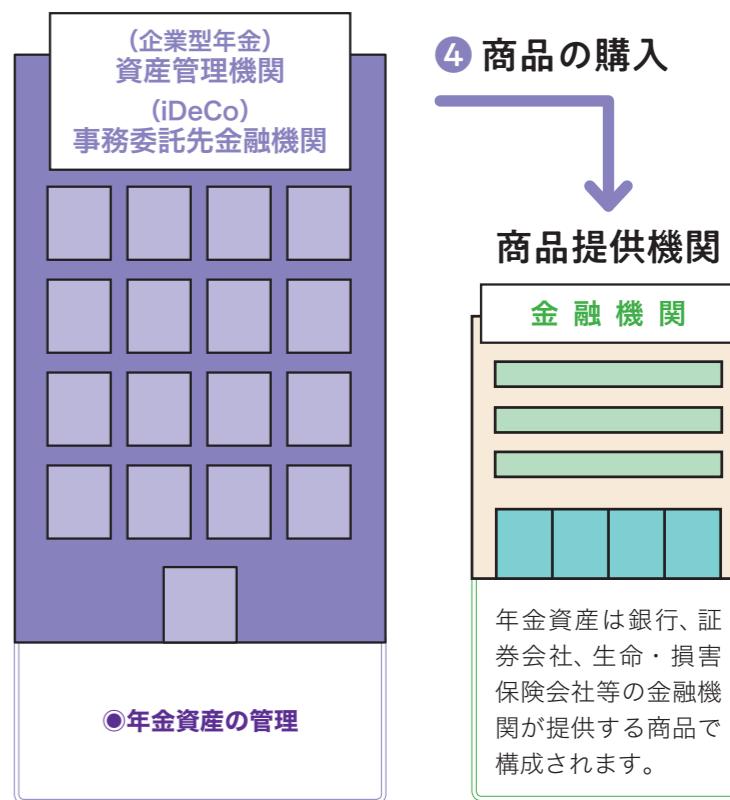
マッチング拠出とは、企業型年金で、企業が拠出する掛金に上乗せして加入者が掛金を拠出することです。企業ごとの「企業型年金規約」にマッチング拠出に関する定めがあれば、加入者も掛金を拠出することができます。ただし、加入者が拠出する掛金は、企業が拠出する掛金額を超えることはできません。

◎いずれの場合も、企業が拠出した掛金と加入者が拠出した掛金を合計した金額が拠出限度額以内でなければなりません。

中小事業主掛金納付制度 iDeCo+（イデコプラス）とは

中小事業主掛金納付制度とは、iDeCo で、加入者が拠出する掛金に上乗せして企業が掛金を拠出することです。従業員が 300 人以下の要件を満たした企業が、制度を導入した場合に、企業も掛け金を拠出することができます。

④ 商品の購入



商品提供機関

金融機関

年金資産は銀行、証券会社、生命・損害保険会社等の金融機関が提供する商品で構成されます。

※1 資産管理機関（事務委託先金融機関）

企業型年金で、企業からの委託を受けて企業及び加入者が拠出した掛金の管理を行います。具体的には信託銀行、生命保険会社などが担当します。iDeCo では、国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関が同様の業務を行います。

※2 国民年金基金連合会

iDeCo で、個人型年金規約の作成や加入資格があるかどうかの審査を行います。また、年金資産の管理や年金の給付などの業務を金融機関に委託します。

※3 運営管理機関

運営管理機関には、運用商品の選定・提示等を行う「運用関連運営管理機関」と、運用商品の指示の取りまとめ等を行う「記録関連運営管理機関」があります。

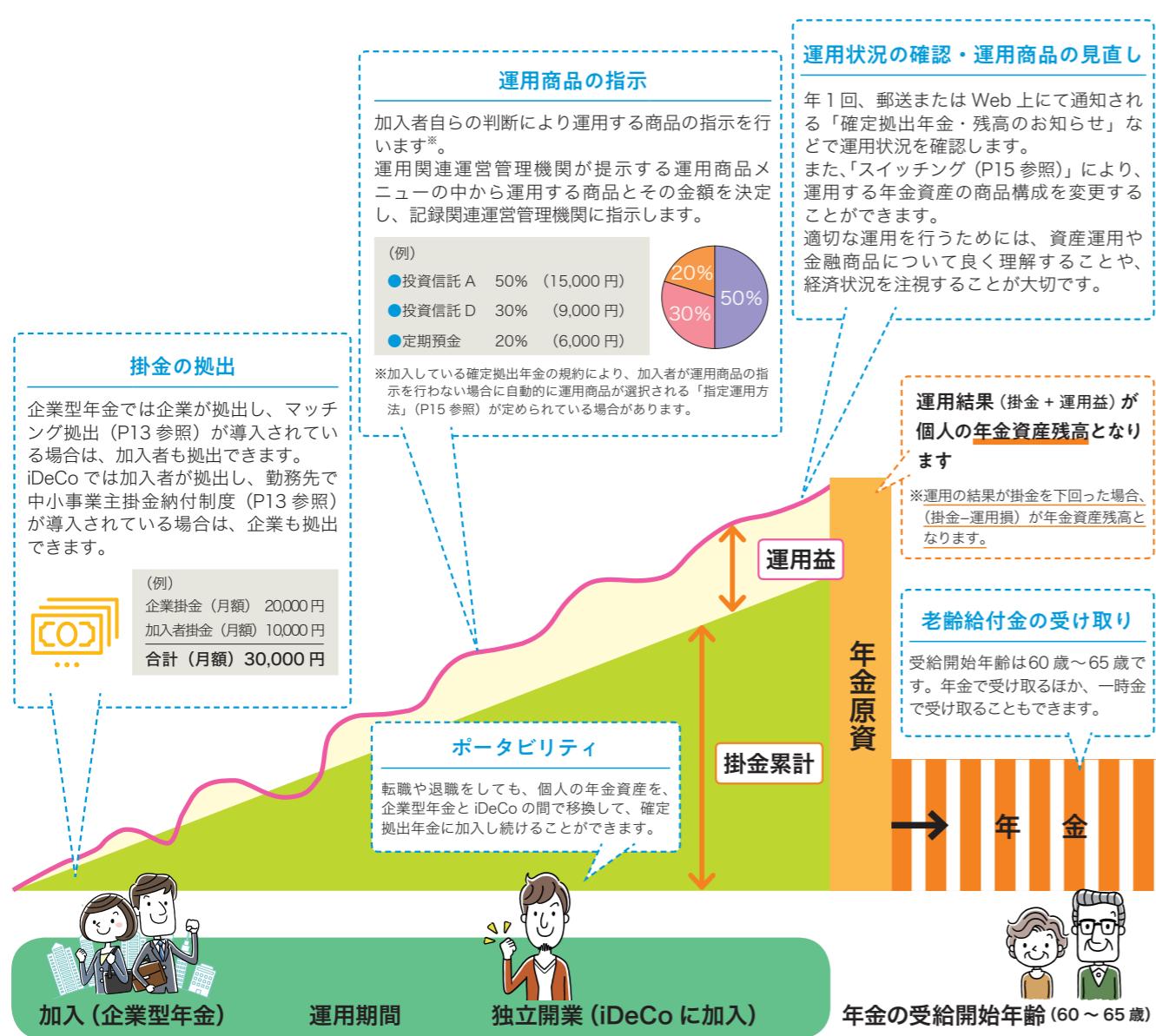
企業型年金では企業が選定し、iDeCo では加入者が選定します。

企業型年金では企業から、iDeCo では国民年金基金連合会から委託を受けています。

確定拠出年金の加入者になつたら…

確定拠出年金では、年金資産が個人ごとに管理され、加入者が自らの判断で運用を行います。運用関連運営管理機関が提示する運用商品メニューの中から商品を選択し、記録関連運営管理機関に運用商品の指示を行い、運用結果が個人の年金資産残高となります。転職や退職をしても、確定拠出年金に継続して加入することができます。また、年金を受け取れるのは、原則として60歳以降です。加入から年金の受け取りまでの流れを理解しましょう。

確定拠出年金に加入してから年金を受け取るまでの流れ（例）



運用商品にはどのようなものがあるの？

確定拠出年金では、自分で、運用関連運営管理機関が提示する運用商品メニューの中から、運用する商品を選択することとなります。それぞれの運用商品の特徴を理解して、運用を行うことが大切です。

「投資型商品」と「元本確保型商品」があります……

確定拠出年金の運用商品は、大きく分けて、「投資型商品」と「元本確保型商品」に分けられます。投資型商品は年金資産を増やしていくのに適した商品で、いろいろな種類の「投資信託」があります。元本確保型商品は安全に年金資産を積み立てていくのに適した商品で、「預金」や「保険」があります。

投資型商品

投資信託

元本確保型商品

預金

保険

運用商品の情報は運営管理機関のホームページなどで入手できます

運用商品の情報は、運営管理機関のホームページで確認することができるほか、金融機関の営業職員から説明を受けることにより入手することができます。

確定拠出年金では、加入者が自らの判断で運用することが求められます。そのためには、判断をするうえで十分な情報を入手することが大切です。

注) 営業職員は、運用商品の情報提供を行うにあたり、通常の金融商品の販売・勧説との誤認を防止するために、書面の交付等により、「情報提供は確定拠出年金の運営管理機関として行うこと」や、「特定の運用商品を推奨することが禁止されていること」などを説明することが義務づけられています。

指定運用方法とは

加入者が、加入している確定拠出年金の規約に定められた期日までに、運用商品の指示（金融商品の選択）を行わない場合に、自動的に選択される運用商品のことです。

指定運用方法による運用が行われた場合は、加入者が指定運用方法を指示したものとみなされ、その運用結果の責任は加入者本人に帰属することとなります。

指定運用方法による運用が行われた場合でも、必ず内容を確認し、必要に応じて、後日、自らの判断による運用商品の指示を行うなど、自分にあった運用を行うことが大切です。

スイッチングとは

運用の途中で、これまで積み立ててきた資産の商品構成（割合）を変更することです。

運用している商品の一部または全部を売却し、他の商品を購入することにより行います。

スイッチングは、運営管理機関のホームページやコールセンターを通じて指示することにより行います。

確定拠出年金から受け取れる給付

確定拠出年金には、「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」の給付があります。

中心となるのは「老齢給付金」で、受け取りは60歳以降です。

中途解約は原則として認められません。

老齢給付金

●受給開始年齢到達以降であれば、好きな時に給付申請をすることによって、受け取りを開始することができます。

ただし、遅くとも75歳^{*}までには受け取りを開始する必要があります。

●受取方法は、年金（5年以上20年以下または終身）として受け取る方法と一時金として受け取る方法、両者を併用する方法がありますが、金融機関によって選択肢が異なります。

※2022年4月より、老齢給付金の受け取り開始の上限年齢が75歳に引き上げされました。

受給開始年齢

確定拠出年金に加入した期間と資産の運用のみを行った期間の合計（通算加入者等期間^{*}）により、以下になっています。

通算加入者等期間	10年以上	8年以上	6年以上
受給開始年齢	60歳	61歳	62歳
通算加入者等期間	4年以上	2年以上	1月以上
受給開始年齢	63歳	64歳	65歳



※通算加入者等期間は、60歳になるまでの期間に限られます。60歳以降で初めて確定拠出年金に加入した場合は、加入してから5年経てば、受給を開始することができます。



確定拠出年金に加入している間は原則として老齢給付金を受け取ることはできません。

老齢給付金は、確定拠出年金の「加入者だった人」に支給されるものなので、確定拠出年金に加入しながら老齢給付金を受け取ることは原則としてできません。

また、老齢給付金の年金や一時金の受取が終わった後で、確定拠出年金に加入することも原則としてできません。

注）企業型年金とiDeCoの両方に年金資産がある場合は、iDeCoのみに加入しながら、企業型年金の老齢給付金を受け取ることができます。また、企業型年金のみに加入しながら、iDeCoの老齢給付金を受け取ることができます。

障害給付金

75歳^{*}までに一定の障害状態となったときに、年金または一時金として受け取ることができます。

※2022年4月より、障害給付金を受け取ることができる年齢の上限が75歳に引き上げされました。

死亡一時金

加入者等が死亡したときに遺族に一時金として支給されます。

中途解約は原則として認められません

確定拠出年金では、「障害給付金」や「死亡一時金」の受給要件に該当しない限り、原則として60歳になるまで給付を受けることはできません。中途解約できるのは、脱退一時金を受け取れる場合に限定されます。

iDeCo の脱退一時金

次の要件を全て満たした場合に受け取ることができます。

- ① 60歳未満であること
- ② 企業型年金の加入者でないこと
- ③ iDeCoに加入できない者であること
- ④ 日本国籍がある20歳以上の海外居住者でないこと
- ⑤ 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと
- ⑥ 掛金を拠出した期間が5年以下、または個人別の年金資産が25万円以下であること
- ⑦ 企業型年金またはiDeCoの加入者の資格を喪失した日から2年以内であること

企業型年金の脱退一時金

上記の①③④⑤⑥と、次の⑧⑨を全て満たした場合に受け取ることができます^{*1}。

- ⑧ 企業型年金の加入者、企業型年金の運用指団者^{*2}、iDeCoの加入者、iDeCoの運用指団者^{*2}でないこと
- ⑨ 企業型年金の加入者の資格を喪失した日の翌月から6か月以内であること

なお、上記の要件を満たさない場合（iDeCoに加入できる場合など）でも、⑧⑨に加えて「個人別の年金資産が極めて少額（1万5,000円以下）」の場合は、企業型年金から脱退一時金を受け取れます。

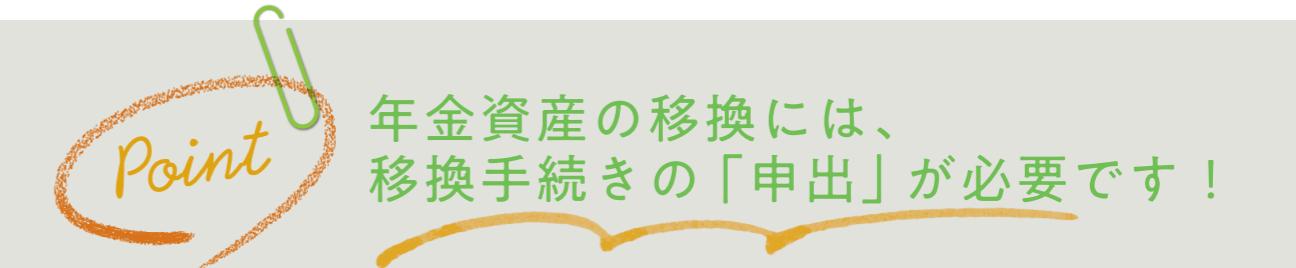
※1 2022年5月より、企業型年金の脱退一時金の要件が緩和されました。

※2 運用指団者…拠出を行わず、年金資産の運用のみを行う者

転職や退職をすると どうなるの？

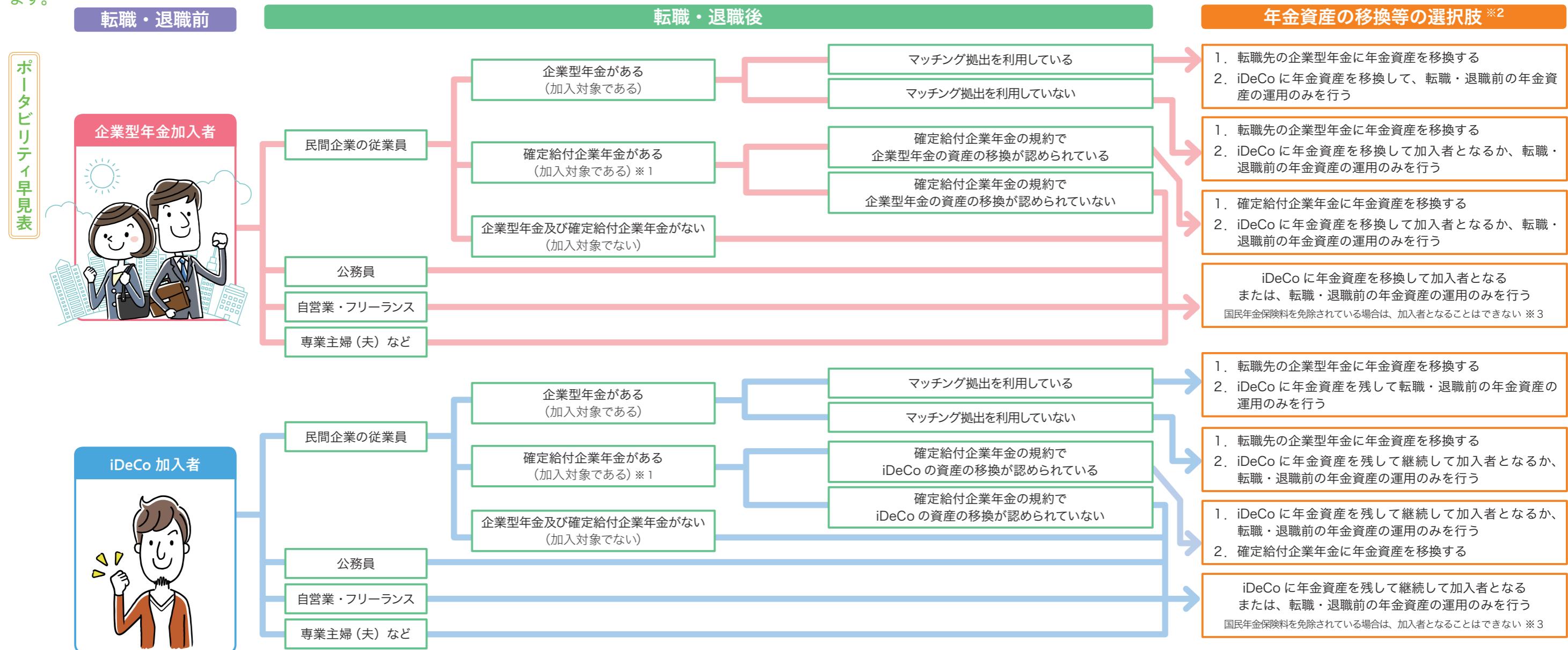
確定拠出年金はポータビリティ（P5 参照）に優れた制度であるため、転職や退職をした場合でも制度に継続して加入することができます。

会社を辞めて転職する場合や自営業者、フリーランスとして独立する場合、専業主婦（夫）になる場合など、人生の様々な状況の変化に合わせて、**企業型年金**と*DeCo*の間で年金資産を移換することができます。また、企業型年金から企業年金連合会の「通算企業年金」に年金資産を移換することや、一定の要件のもとに、確定給付企業年金との間で年金資産等を移換することもできます。



企業型年金と*DeCo*に同時に加入できるようになったことなどにより、ポータビリティが拡充され、移換の選択肢が増えました。そのため、年金資産を移換するためには、原則として、本人の「申出」が必要です。企業型年金の加入者資格を喪失した場合には、転職先の企業型年金や*DeCo*に移換するための申し出をしなければなりません。

退職後6か月以内（企業型年金の加入者の資格を喪失した日の翌月から6か月以内）に移換手続きの申し出を行わない場合には、原則として、年金資産が強制的に移行（自動移換）されます。このときに、企業型年金、*DeCo*の加入者や運用指団者（拠出は行わず年金資産の運用のみを行う者）になっていない場合には、年金資産は国民年金基金連合会に自動移換され、自分の資産が運用できなくなるうえ、事務管理手数料も発生してしまいます。会社を辞めたときは、移換手続きの「申出」を忘れないようしましょう。



※1 企業型年金もある場合は、企業型年金への移換も可能です。また、企業型年金でマッチング拠出を利用していない場合は、*DeCo*への加入も可能です。

※2 企業型年金加入者が60歳以上で退職した場合は、転職先で企業型年金加入者になった場合を除き、年金資産を退職前の企業型年金に残して、年金資産の運用のみを行うこともできます。

また、2022年5月より、企業型年金の年金資産を、企業年金連合会の「通算企業年金」に移換できるようになりました。

※3 国民年金保険料を免除されている場合で、一定の要件を満たした場合は、脱退一時金を受け取ることもできます。（P17 参照）

確定拠出年金に加入するには どうすればいいの？

企業型年金では企業が加入手続きをしますが、iDeCoでは、加入者が自分で申込み手続きをする必要があります。加入にあたり注意すべき点を見てみましょう。

企業型年金

企業型年金に加入するためには、勤務先企業で企業型年金が実施されていることが前提となり、企業ごとの「企業型年金規約」に定められている加入対象者に該当することが要件となります。

加入にあたっての手続きは企業が行うので、加入者が自分で手続きをする必要はありません。

ただし、企業型年金への加入について選択制を導入している企業にお勤めの場合には、企業に、加入することを伝える必要があります。

✓ 企業ごとの「企業型年金規約」に定められている加入対象者を確認しましょう

企業型年金では、厚生年金に加入している70歳未満の人のうち、企業ごとの「企業型年金規約」で定められた加入要件を満たす人が加入者となります。企業型年金を実施している企業に就職したときは、企業型年金規約で加入対象者に該当するか確認したり、確定拠出年金の担当部署に確認したりすると良いでしょう。

加入要件（例）

- ・企業型年金規約に定められた職種であること
- ・企業型年金規約に定められた勤続期間以上（または未満）であること
- ・企業型年金規約に定められた年齢未満であること
- ・企業型年金への加入を希望していること

✓ 企業型年金の老齢給付金を受け取った人は企業型年金に加入できません

他の企業型年金の老齢給付金も含めて、企業型年金の老齢給付金を年金で受け取っている人や、年金や一時金を受け取り終わった人は、企業型年金に加入することはできません。この場合は、加入できないことを企業に伝える必要があります。



iDeCo

iDeCoに加入するためには、加入者が自ら申込み手続きを行う必要があります。

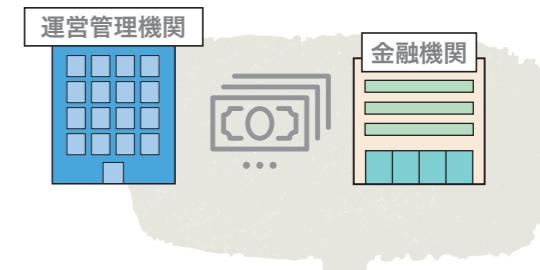
申込みの窓口は、iDeCoの取扱いをしている金融機関などです（一部の金融機関ではオンラインで申込手続きを行うことができます）。

iDeCoでは、掛金の額を自分で決めることになります。

自分の拠出限度額がいくらなのか、きちんと確認する必要があります。

また、iDeCoでは運営管理機関も加入者が選択します。

運用したい商品があるかどうか、サービスは充実しているか、手数料はいくらかかるか、などを比較検討し、自分のニーズに合う運営管理機関を選択しましょう。



✓ 国民年金の保険料を免除されている人はiDeCoに加入できません

国民年金に加入していても、国民年金の保険料の免除や猶予を受けている人は、iDeCoに加入することはできません。

ただし、障害基礎年金を受給している人や、産前産後期間の国民年金保険料を免除されている人は、加入できます。

✓ iDeCoの老齢給付金を受け取った人や、公的年金の繰上げ受給をしている人はiDeCoに加入できません。

iDeCoの老齢給付金を年金で受け取っている人や、年金や一時金を受け取り終わった人はiDeCoに加入できません。また、公的年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金[※]）を繰上げて受け取っている人もiDeCoに加入できません。

※ 特別支給の老齢厚生年金は含みません。

✓ 企業型年金とiDeCoの両方に加入する場合は、次の点にも注意が必要です。

企業型年金でマッチング拠出を利用していない人はiDeCoに加入することができますが、その場合は、企業型年金の掛金、iDeCoの掛金ともに毎月拠出する方法にする必要があります。また、毎月の掛金が、1か月当たりの拠出限度額以下でなければなりません。



家族の掛金をまとめて支払うことはできません

iDeCoの掛金は、民間企業の従業員、公務員については、加入者本人名義の口座からの口座振替または給与天引きの方法により支払いますが、自営業者や専業主婦（夫）などは、本人名義の口座からの口座振替により支払います。配偶者や子など、家族の掛金を、自分の口座から口座振替したり、給与天引きで支払うことはできないので、注意しましょう。

iDeCo の加入手続きは どのような手順で行うの？

iDeCoへの加入は、次のように行います。事前に運営管理機関などを決めてから加入申込を行うのが、スムーズに iDeCo を始めるポイントです。

① 事前の準備

加入の申込みをする前に、次の事項を決定します。

① 運営管理機関(iDeCoを取り扱っている金融機関)の選択

運用商品のラインナップや手数料、情報提供サービスなどを比較して、自分のニーズに合う運営管理機関を選択します。

② 掛金額の決定

拠出限度額の範囲内で掛金額を決定します。掛け金の支払い方法は、民間企業の従業員、公務員については、加入者本人名義の口座からの口座振替または給与天引きの方法のいずれかを選択できます(P21参照)。

③ 運用商品の決定

選択した運営管理機関のラインナップの中から、運用する商品とその金額を決定します。

② 加入申込

選択した運営管理機関や、加入申込を受けている金融機関などで加入申込手続きを行います。

掛け金などの必要事項を申込書に記入します。

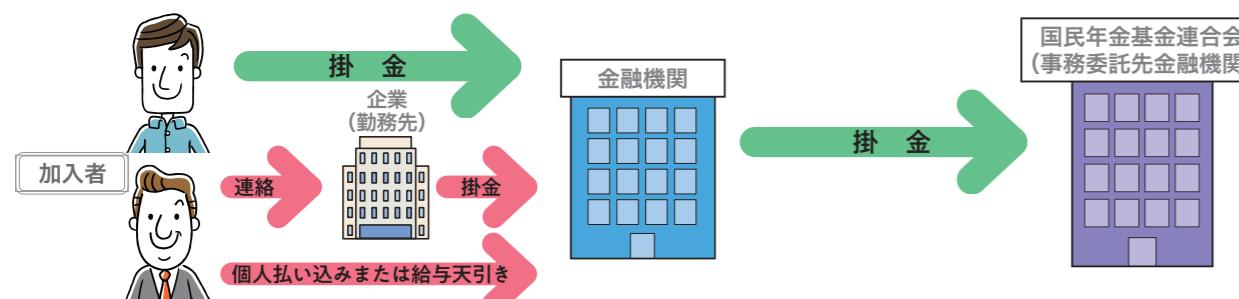


※オンラインで加入申込手続きができる場合もあります

③ iDeCo の開始

掛け金が引き落とされ、自らの指示に基づいて運用が始まります。

《掛け金の流れ》



※中小事業主掛け金納付制度（「iDeCo+」（イデコプラス））を導入している企業では、企業も掛け金を拠出できます（P13 参照）

2024 年 12 月から確定拠出年金の 拠出限度額の見直しが行われます

確定拠出年金の拠出限度額が、確定給付企業年金等*の掛け金をふまえて決定されることになります。確定給付企業年金等に加入している人は、拠出限度額が変わることがあります。

*会社員が加入する確定給付企業年金や厚生年金基金など

企業型年金 (P11 の※ 3)

5万5,000円から、確定給付企業年金等の他制度掛け金相当額*を控除した額が、企業型年金の拠出限度額（月額）となります。

*確定給付企業年金等の掛け金を、加入者ごとに企業型年金の事業主掛け金に相当する額として算定した額をいいます。



iDeCo

◎確定給付企業年金等と企業型年金に加入している人 (P11 の※ 4)

5万5,000円から、確定給付企業年金等の他制度掛け金相当額と企業型年金の掛け金を控除した額が、iDeCo の拠出限度額（月額）となります。ただし、上限は2万円となります。



◎確定給付企業年金等に加入している人 (P11 の※ 5)

5万5,000円から、確定給付企業年金等の他制度掛け金相当額*を控除した額が、iDeCo の拠出限度額（月額）となります。ただし、上限は2万円となります。

*公務員の場合は「共済掛け金相当額」



注) 自営業者、専業主婦（夫）、確定給付企業年金や厚生年金基金などに加入していない会社員の拠出限度額は変わりません。

確定拠出年金に関する 情報はどこで入手できるの？

加入を検討するときや、加入後に資産運用について学びたいときなどは、インターネットで必要な情報を入手することができます。下記はその一例です。

制度について調べたいとき

- 厚生労働省ホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp/>)



- iDeCo 公式サイト
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)



iDeCo にどのような運営管理機関があるか知りたいとき

- iDeCo 公式サイト 運営管理機関一覧
(<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>)



資産運用について学びたいとき

- iDeCo 公式サイト iDeCo でできる資産運用ガイド
(<https://www.ideco-koushiki.jp/learn/>)



すでに確定拠出年金に加入している人は、運営管理機関のホームページや、コールセンターも活用すると良いでしょう。制度の仕組み、資産運用、ライフプランニング、各種手続きなど、確定拠出年金に関する幅広い情報を提供しています。

知りたいことや疑問に思うことがあったら、積極的に情報を入手したり、学習したりすることが、確定拠出年金を上手に利用するコツです。

MEMO
